

事 務 連 絡
令和3年6月3日

公益社団法人日本看護協会 御中

厚生労働省医政局看護課

ワクチン接種のための潜在看護職等のさらなる活用について

新型コロナウイルス感染症対策の推進におきましては、看護職員の確保に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、本年7月末までの高齢者向けのワクチン接種の完了を目指し、各自治体がワクチン接種体制の確保に取り組んでいるところです。

体制確保の課題として、人材確保を挙げる自治体が多く、緊急・追加的に多くの潜在看護職等に復職をお願いする必要があります。

このため、本年5月21日に、厚生労働省として、多くの看護職の皆様にワクチン接種業務に就業頂けるよう、同日以降7月末までに、新規雇用によりワクチン接種業務に従事した場合に就業準備金を支給する方針を決定するとともに、本事業を中央ナースセンター事業として実施いただくため、平成22年3月24日医政発0324第21号「看護職員確保対策事業等実施要綱」を改正し、5月21日より適用しましたので、これに沿って事業を実施いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、事業の詳細のうち、特に本事業の対象者について、eナースセンターへの登録及び必要な研修の受講を要件としておりますが、都道府県ナースセンター以外の職業紹介や直接申し込みにより雇用された場合や、自治体において謝金対応としている募集への就業も対象に含めることとさせていただきました。謝金による対応の場合は、無料職業紹介事業の対象とは出来ないものと承知していますが、緊急的な人材確保のために自治体で必要な支援であることから、ナースセンターにおける看護師等確保のための事業として、必要な情報提供等の支援にご協力をお願いします。